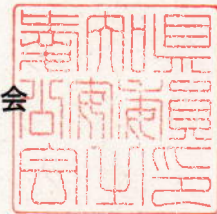


放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 9 月 1 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541012607161000080
541012607200030050
541012607240030110
541012607290050060
541012607290050160
541012607300050100
541012607310010040
541022607151010050
541022607271010110
541022607301000050
541022607301010020
541032607271000020
541032607281010080
541032607291010010
541032607305552310
541042607100010060
541042607105480490
541042607135480500
541042607290010090
541042607310010010
541162606090100080
541162606110260090
541162607030050030
541162607080200100
541162607160060060

弁明通知書番号
541162607170200120
541162607180280080
541162607220020070
541162607241010040
541162607251010050
541162607260120090
541162607270220080
541162607280020010
541162607280060070
541162607285518320
541162607290070210
541162607290090190
541162607290200020
541162607300020020
541162607300130050
541162607310040160
541162607310280230
541162607310280290
541162608010070040
541172607060020010
541172607281010040
541182607150010080
541192607310010010
541222606135493620
541222607291010060

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。